

5月の税務

- 1 特別農業所得者の承認申請
申請期限 … 5月15日
- 2 個人の道府県民税・市町村民税の特別徴収税額の通知
(1) 通知方法 … 特別徴収義務者経由、納税義務者へ通知
(2) 通知期限 … 6月2日
- 3 自動車税の納付
(1) 賦課期日 … 4月1日
(2) 納期限 … 5月中において都道府県の条例で定める日
- 4 鉦区税の納付
(1) 賦課期日 … 4月1日
(2) 納期限 … 5月中において都道府県の条例で定める日
- 5 4月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
納期限 … 5月12日
- 6 3月決算法人の確定申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税〉
申告期限 … 6月2日
- 7 3月、6月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉
申告期限 … 6月2日
- 8 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉
申告期限 … 6月2日
- 9 9月決算法人の中間申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税〉(半期分)
申告期限 … 6月2日
- 10 消費税の年税額が400万円超の6月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの中間申告〈消費税・地方消費税〉
申告期限 … 6月2日
- 11 消費税の年税額が4,800万円超の2月、3月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(1月決算法人は2ヶ月分、個人事業者は3ヶ月分)〈消費税・地方消費税〉
申告期限 … 6月2日
- 12 確定申告税額の延納届出に係る延納税額の納付
納期限 … 6月2日

中央税務会計事務所ニュース

《通信欄》イギリスではゼリ時間契約社員制度があるとの事
 ？？？この制度は雇用主が労働者へ仕事を依頼する時、ゼリ時間契約をすゝる制度で有給休暇等の権利なし
 (外註契約と同じではないかと個人的には思っています)
 イギリスでは三年前から契約社員に対し正社員と同じ権利を持たせる事が義務付けられたとの事
 企業は経済競争の中で生き残っていく為、ゼリ時間契約社員に切り替えて今や全就労者の四割約100万人に達しているとの事、
 本当か？？？、但し個人的には理論上あり得ると思っ
 ています。皆様は如何に？？

申島

平成26年度税制改正にみる
 ◆生産性向上設備投資促進税制の創設
 ◆中小企業投資促進税制の延長・拡充

国会で審議中だった「平成26年度税制改正関連法」が3月20日、参院本会議で与党などの賛成多数で可決、成立しました。この成立日は、阪神・淡路大震災に対する税制上の救済法案の審議の関係もあり異例のスピード成立となった平成7年（3月17日成立）に次ぐ戦後2番目の早さとなります。

税制改正の中心は、通常の年度改正から切り離して昨年10月に決定した「民間投資活性化等のための税制改正大綱」（秋の大綱）に盛り込まれていた景気浮揚を目的とした企業減税となつていきます。

そこで今号では、今年度税制改正の中から、企業の設備投資に係る主な税制措置の概要についてふれてみました。

生産性向上設備
 投資促進税制（創設）

■概要

我が国の企業の設備投資の水準は、長きにわたって減価償却費やキヤッシュフローの範囲内に留まってきました。このため、設備の老朽化や劣化が進み、生産性の伸び悩みの要因となっていました。

このような状況を打破するため、平成26年度税制改正において、青色申告書を提出する法人が、生産性の高い先端的な設備、生産ラインやオペレーション改善のための設備など、いわゆる「生産性向上につながる一定の設備への投資」を行った場合には、その設備等について、下表に示す通り、即時償却（特別償却）または税額控除ができる制度が創設されました。

〔生産性向上設備投資促進税制〕

先端設備

最新モデルかつ生産性向上要件（旧モデル比で年平均生産性1%以上向上）を満たすもの

生産ラインやオペレーションの改善に資する設備

投資計画上の投資利益率が年平均15%以上（中小企業者等は5%以上）であることの経済産業局の確認を受けたその投資計画に記載されているもの

産業競争力強化法の施工日（平成26年1月20日）から平成29年3月31日までの間に取得等をした設備等について、以下の即時償却（特別償却）又は税額控除

設備等の種類	H26. 1. 20～H28. 3. 31	H28. 4. 1～H29. 3. 31
機械装置 など	即時償却 又は5%税額控除	50%特別償却 又は4%税額控除
建物、 構築物	即時償却 又は3%税額控除	25%特別償却 又は2%税額控除

■対象設備等

①先端設備

「機械装置」および一定の「工具」「器具備品」「建物」「建物附属設備」「ソフトウェア」のうち、次の要件を全て満たすもの（サーバーおよびソフトウェアについては中小企業者等が取得するものに限る）。

◆最新モデル

◆生産性向上（年平均1%以上）

◆最低取得価額以上

〈要件確認方法〉

事業者は、機器メーカー等を通じて、工業会等から、前記要件を満たしていることの証明書の発行を受け、これを税務申告の際に確定申告書等に添付することが求められます。

②生産ラインやオペレーションの改善に資する設備

「機械装置」「工具」「器具備品」「建物」「建物附属設備」「構築物」「ソフトウェア」のうち、次の要件を全て満たすもの。

◆投資計画における投資利益率が年平均15%以上（中小企業者等は5%以上）

投資利益率とは

（営業利益+減価償却費）の増加額 ÷ 設備投資額

◆最低取得価額以上

〈要件確認方法〉

事業者は、設備投資計画を作成し、税理士等から投資計画について前記要件に適合するか事前確認を受けた上で、経済産業局から確認書の発行を受けて、これを税務申告の際に確定申告書等に添付することが求められます。

■適用時期

本制度は、産業競争力強化法の施行日の平成26年1月20日から平成29年3月31日までの間に、対象設備を取得等して事業の用に供した場合に適用されます。

なお、平成26年3月31日以前に終了する事業年度において取得等をした対象設備については、平成26年4月1日を含む事業年度において相当額の償却または税額控除ができるとされています。

中小企業投資促進税制 (延長・拡充)

■概要

地域経済を支える中小企業の投資活性化を図る観点から、平成26年度税制改正において、現行の中小企業投資促進税制の適用期限が平成29年3月31日まで3年間延長されます。

その上で、取得等をした特定機械装置等のうち、生産性向上設備投資促進税制の生産性向上設備等に該当するものについては、①即時償却を認める（現行は30%の特別償却）、

②取得価額の7%の税額控除の適用対象法人を特定中小企業者等から中小企業者等に拡大する（現行は資本金3000万円以下の特定中小企業者等のみ）、③特定中小企業者等の税額控除割合を10%に拡大する（現行は税額控除割合7%）といった上乗せ措置が追加されました。

■要件確認方法

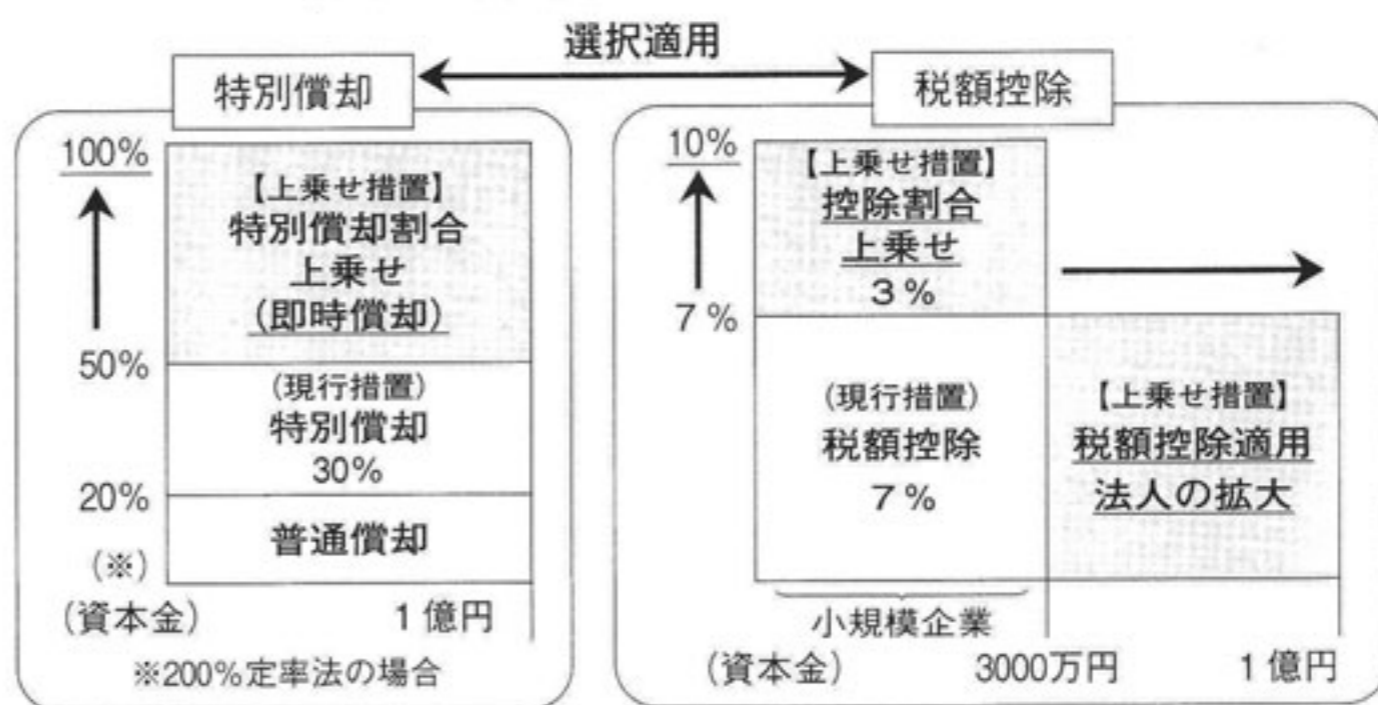
本制度の適用を受けるための要件確認の方法は、前掲の生産性向上設備投資促進税制の「先端設備」「生産ラインやオペレーションの改善に資する設備」の要件確認方法と同様となります。

■適用時期

本制度は、産業競争力強化法の施行日の平成26年1月20日から平成29年3月31日までの間に、対象設備を取得等して事業の用に供した場合に適用されます。

なお、平成26年3月31日以前に終了する事業年度の投資分については、平成26年4月1日を含む事業年

〔中小企業投資促進税制の上乗せ措置〕



度において相当額の償却または繰越税額控除ができるとされています。

各税制で適用対象となる設備等の細目および一台(基)あたりの最低取得価額などは、紙面の関係上、割愛いたしますが、詳しい内容につきましては、経済産業省のホームページ上で公表の「生産性向上設備投資促進税制について」を参照下さい。